

筆界特定の手続に関する通知

下記 1 の筆界特定の手続について、不動産登記規則第 2 4 5 条第 5 項の規定に基づく下記 2 の関係人に対する下記 3 の通知を、同項の規定により準用する不動産登記規則第 2 1 7 条第 4 項の規定により掲載する。

令和 8 年 8 月 2 1 日

大津地方法務局筆界特定登記官

記

1 筆界特定の手続の表示

手続番号 令和 7 年第 1 7 号

対象土地 滋賀県大津市富士見台字野海道 7 0 8 番 6

滋賀県大津市富士見台字野海道 7 0 8 番 2

手続番号 令和 7 年第 1 8 号

対象土地 滋賀県大津市富士見台字野海道 7 0 8 番 6

滋賀県大津市富士見台字野海道 7 0 8 番 3

手続番号 令和 7 年第 1 9 号

対象土地 滋賀県大津市富士見台字野海道 7 0 8 番 6

滋賀県大津市富士見台字野海道 7 0 8 番 1

手続番号 令和 7 年第 2 0 号

対象土地 滋賀県大津市富士見台字野海道 7 0 8 番 7

滋賀県大津市富士見台字野海道 7 0 9 番 1

2 関係人の氏名又は名称

山田万智子

3 通知をすべき事項

(1) 筆界特定の申請の取下げがあった旨の通知

(2) 上記(1)の事項を記載した書面をいつでも関係人に交付する。